

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村地域包括支援センター設置運営規程

(目的)

第1条 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を支援し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り継続することができるよう包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として昭和村地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、センターは次に掲げる事業を行う。

(1) 第1号介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメント）

(2) 総合相談支援業務

(3) 権利擁護業務

①成年後見制度の利用促進

②老人福祉施設等への措置の支援

③高齢者虐待への対応

④困難事例への対応

⑤消費者被害への対応

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(5) 認知症総合支援業務

(6) 指定介護予防支援事業

(7) その他目的を達成するために必要な事業

2 事業の実施に当たっては村、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図るとともに公平・中立性を担保しなければならない。

(設置場所)

第3条 センターは、利根郡昭和村大字糸井624番地 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局内に設置する。

(開設時間)

第4条 センターの開設時間は、毎週月曜日から金曜日の午前8時15分～午後5時15分とする。但し、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定される祝日及び12月29日～翌年1月3日までの期間を除く。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) センター長 1名

センター長は、センター職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする

(2) 副センター長 1名

副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) センター員 3名

①保健師又は保健師に準ずる者

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

②社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員業務に3年従事した経験を有する者

③主任介護支援専門員又は経験を有する介護支援専門員

2 センター長及び副センター長は前項第3号のいずれの職員と兼務することができるものとする。

(秘密の保持・個人情報の取扱い)

第6条 センターは、各事業の実施に当たり職員間及び関係機関と個人情報を共有する必要があることから、あらかじめ利用者（相談者）及びその家族等から事業目的の範囲内で個人情報使用の承諾を得るものとする。また、その個人情報に遺漏のないよう十分に留意するとともに、業務上知り得た個人情報を不正な目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第7条 センターは、想定される業務の事故に対して損害賠償保険に加入するものとする。

(苦情等の対応)

第8条 センターは、苦情等に対応する体制を整備するとともに、苦情等に対し誠実に対応し、再発防止に努めるものとする。

(職員の教育)

第9条 センターは、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 センターは、職員であった者に業務上知り得た利用者（相談者）又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 センターは、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。又、利用者（相談者）及びその家族によるセンター（職員）に対するハラスメント行為についても、禁止事項として明確に定めることとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は本会会長が決定する。

附 則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。